（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第五条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（容器検査等又は型式試験に係る検査設備） **第三十七条**　法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる設備のうち第三十五条第一項各号に掲げる容器等の種類に応じて必要となるものとする。 一　寸法測定器具（ねじゲージを含む。）（日本産業規格Ｂ７５０７（２０１６）ノギス、日本産業規格Ｂ７５０２（２０１６）マイクロメータ、日本産業規格Ｚ２３５５―１（２０１６）非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法及び日本産業規格Ｚ２３５５―２（２０１６）非破壊試験―超音波厚さ測定―第２部：厚さ計の性能測定方法に適合するものに限る。） 二　万能試験機（日本産業規格Ｂ７７２１（２０１８）引張試験機・圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の一級に適合するものに限る。） 三　衝撃試験機（日本産業規格Ｂ７７２２（２０１８）金属材料のシャルピー衝撃試験―試験機の検証に適合するものに限る。） 四　（略） 五　金属用硬さ試験機（日本産業規格Ｂ７７２４（２０１７）ブリネル硬さ試験―試験機の検証及び校正、日本産業規格Ｂ７７２５（２０１０）ビッカース硬さ試験―試験機の検証及び校正、日本産業規格Ｂ７７２６（２０１７）ロックウェル硬さ試験―試験機及び圧子の検証及び校正に適合するものに限る。） 六　（略） 七　放射線透過試験設備（日本産業規格Ｚ３１０４（１９９５）鋼溶接継手の放射線透過試験方法、日本産業規格Ｚ３１０６（２００１）ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法に規定する能力を有するものに限る。） 八～二十四　（略） （特定設備検査に係る検査設備） **第四十八条**　法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる設備のうち第四十六条第一項各号に掲げる区分に係る特定設備の種類に応じて必要となるものとする。 一　寸法測定器（日本産業規格Ｂ７５１２（２０１８）鋼製巻尺、日本産業規格Ｂ７５０７（２０１６）ノギス、日本産業規格Ｂ７５０２（２０１６）マイクロメータ、日本産業規格Ｚ２３５５―１（２０１６）非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法及び日本産業規格Ｚ２３５５―２（２０１６）非破壊試験―超音波厚さ測定―第２部：厚さ計の性能測定方法に適合するものに限る。） 二　引張試験設備（日本産業規格Ｂ７７２１（２０１８）引張試験機・圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の一級に適合するものに限る。） 三　衝撃試験設備（日本産業規格Ｂ７７２２（２０１８）金属材料のシャルピー衝撃試験―試験機の検証に適合するものに限る。） 三の二　落重試験設備（米国材料試験協会の規格Ｅ２０８（２０２０）フェライト鋼の無延性遷移温度を求めるための落重試験の標準試験方法に規定する能力を有するものに限る。）	（容器検査等又は型式試験に係る検査設備） **第三十七条**　法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる設備のうち第三十五条第一項各号に掲げる区分に係る容器等の種類に応じて必要となるものとする。 一　寸法測定器具（ねじゲージを含む。）（日本産業規格Ｂ７５０７（１９９３）ノギス、日本産業規格Ｂ７５０２（１９９４）マイクロメータ、日本産業規格Ｚ２３５５（１９９４）超音波パルス反射法による厚さ測定方法に適合するものに限る。） 二　万能試験機（日本産業規格Ｂ７７２１（１９９１）万能試験機及び日本産業規格Ｂ７７３３（１９９２）圧縮試験機の一級に適合するものに限る。） 三　衝撃試験機（日本産業規格Ｂ７７２２（１９９０）シャルピー衝撃試験機に適合するものに限る。） 四　（略） 五　金属用硬さ試験機（日本産業規格Ｂ７７２４（１９９４）ブリネル硬さ試験機、日本産業規格Ｂ７７２５（１９９１）ビッカース硬さ試験機、日本産業規格Ｂ７７２６（１９９３）ロックウェル硬さ試験機に適合するものに限る。） 六　（略） 七　放射線透過試験設備（日本産業規格Ｚ３１０４（１９９５）鋼溶接継手の放射線透過試験方法、日本産業規格Ｚ３１０６（１９７１）ステンレス鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法に規定する能力を有するものに限る。） 八～二十四　（略） （特定設備検査に係る検査設備） **第四十八条**　法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる設備のうち第四十六条第一項各号に掲げる区分に係る特定設備の種類に応じて必要となるものとする。 一　寸法測定器（日本産業規格Ｂ７５１２（１９９３）鋼製巻尺、日本産業規格Ｂ７５０７（１９９３）ノギス、日本産業規格Ｂ７５０２（１９９４）マイクロメータ、日本産業規格Ｚ２３５５（１９９４）超音波パルス反射法による厚さ測定方法に適合するものに限る。） 二　引張試験設備（日本産業規格Ｂ７７２１（１９９１）引張試験機の一級に適合するものに限る。） 三　衝撃試験設備（日本産業規格Ｂ７７２２（１９９０）シャルピー衝撃試験機に適合するものに限る。） 三の二　落重試験設備（米国材料試験協会の規格Ｅ２０８（１９８７）フェライト鋼の無延性遷移温度を求めるための落重試験の標準試験方法に規定する能力を有するものに限る。）